

超音波式猫避け器貸出し基準

1 目的

この基準は、猫による被害軽減対策として、超音波式猫避け器を市民に貸出すことに関して、必要な事項を定める。

2 貸出し対象者

原則として、市民及び市内で活動する団体とする。

3 貸出し方法

- (1) 市民からの相談を受け、保健所職員が事情を聴取し、貸出しにあたって支障（問題）がないと判断した場合には、原則保健所窓口にて貸し出す。
- (2) 使用者は貸出しを受ける際、様式1の貸出し票を提出する。
- (3) 電源の乾電池は使用者が準備する。

4 料金

無料とする。

5 禁止事項

- (1) 貸出し票に記載した目的以外での使用
- (2) 営利を目的にした活動又は営利事業を援助する活動
- (3) その他管理運営上支障のある使用を行った場合

6 使用者の義務

- (1) 超音波式猫避け器に損害を与えた場合、速やかに担当者に報告すること。
- (2) 万一使用にあたってトラブルが発生した場合、使用者の責任において適切に対処し、直ちに担当者に報告すること。
- (3) 使用後は、汚れを落とし保健所窓口に戻却すること。

7 貸出し期間

原則として、1ヶ月以内とする。

8 報告

返却の際は、様式2の超音波式猫避け器使用報告書を提出すること。

9 その他

この貸出し基準の実施に関し必要な事項は、生活衛生課長がその都度決定する。

附則（平成23年10月31日決定）

この基準は、平成23年11月1日より施行する。

附則

この基準は、平成 25 年 8 月 26 日より施行する

附則

- 1 この基準は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から施行する。
- 2 この規準の施行の際、この基準による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。